

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会

都城市準備委員会
設立総会・第 1 回総会



日時：令和 4 年 5 月 23 日（月）午後 1 時 30 分

場所：中山荘 ダイヤモンドホール



設 立 総 会

次 第

1 開 会

2 あいさつ

都城市長 池田 宜永

3 説明事項

○説明事項 1

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要…………… P 3

○説明事項 2

都城市開催予定競技等及び開催予定施設 …………… P 6

○説明事項 3

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会開催準備経過 P 8

○説明事項 4

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会開催に向けたスケジュール…………… P 9

4 仮議長選出

5 議 事

○議案第 1 号

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会
設立趣意書（案）…………… P 10

○議案第 2 号

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会
会則（案）…………… P 11

○議案第 3 号

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会
委員・役員等（案）…………… P 16

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

1 概要

国民スポーツ大会(国民体育大会)は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするを目的として行われます。大会は、都道府県持ち回りで開催され、都道府県対抗で競技を実施する国内最大のスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、障がい者が競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とした障がい者スポーツの祭典です。

2 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県となります。また、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村を含めたものとなります。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県及び市町村に、その他の関係団体を加えたものとなります。

3 大会の開催時期等

【国民スポーツ大会】

- 開催時期：9月中旬～10月中旬
- 開催期間：11日間以内

【全国障害者スポーツ大会】

- 開催時期：原則として国民スポーツ大会の直後
- 開催期間：3日間

4 大会名称、マスコットキャラクター、愛称、スローガン

○国民体育大会は、令和6年に開催される第78回大会(佐賀県)以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称は国スポ(こくすぽ)となります。

○マスコットキャラクター 『みやざき犬』



○愛称

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

○スローガン

つむ
紡ぐ感動 神話となれ

5 実施予定競技

国民スポーツ大会

(1) 正式競技(37 競技)

① 毎年実施競技(36 競技)

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ボート	ホッケー
バレーボール	体操	バスケットボール
レスリング	セーリング	ウエイトリフティング
ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓球	軟式野球	相撲
馬術	フェンシング	柔道
ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	銃剣道	なぎなた
ボウリング	ゴルフ	トライアスロン

② 隔年実施競技(2 競技のうち 1 競技を実施)

ボクシング、クレール射撃のうち宮崎大会ではボクシングを実施

(2) 特別競技(1 競技)

高等学校野球(硬式及び軟式)

(3) 公開競技(7 競技)

綱引	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	グラウンド・ゴルフ	バウンドテニス
エアロビック		

(4) デモンストレーションスポーツ

地方スポーツの推進、国民の健康増進、体力向上等をはじめ、国民のスポーツ推進を図るために、正式競技及び公開競技以外の競技を対象に生涯スポーツ社会の実現に寄与するという観点から実施することができる競技

□ 全国障害者スポーツ大会

(1) 正式競技(14 競技)

陸上競技 (身体・知的)	水泳 (身体・知的)	アーチェリー (知的)
卓球 (身体・知的・精神)	フライングディスク (身体・知的)	ボウリング (知的)
ボッチャ (身体)	バスケットボール (知的)	車いすバスケットボール (身体)
ソフトボール (知的)	グランドソフトボール (知的)	フットベースボール (知的)
バレーボール (身体・知的・精神)	サッカー (知的)	

(2) オープン競技

競技規則に定められていない競技・種目で、広く障がい者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、主催者間で協議の上、実施することができる競技

6 文化プログラム

スポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマとし開催県における国民スポーツ大会の開催の気運醸成や国民スポーツ大会の目的や意義の全国的な普及啓発等を目的として実施するプログラム

7 参加人数

(県全体：延べ人数)

	国民スポーツ大会 (第 74 回茨城国体実績)	全国障害者スポーツ大会 (第 18 回福井大会実績)
選手・監督数	94,411 人	24,201 人
大会関係者	125,380 人	32,473 人
観覧者数	551,397 人	42,939 人
合計	771,188 人	99,613 人

◎ 過去大会実績を参考にすると、都城市には延べ約 190,000 人が来場する見込み。

都城市開催予定競技等及び開催予定施設

□ 国民スポーツ大会

競技(種目)・内容		種別	開催予定施設
総合開・閉会式		-	(仮称)新宮崎県陸上競技場
正式競技	陸上競技 	全種別	(仮称)新宮崎県陸上競技場
	バレーボール 6人制 	少年男子	早水公園体育文化センター
	バスケットボール 	成年男子 成年女子	早水公園体育文化センター 高城運動公園総合体育館 高崎総合公園総合体育館
	ソフトテニス 	成年男子 成年女子	(仮称)都城運動公園庭球場
公開競技	バウンドテニス 	全種別	早水公園体育文化センター
	ゲートボール 	全種別	都城運動公園陸上競技場
デモスポ ※1	パークゴルフ	-	かかしの里パークゴルフ場 高崎パークゴルフ場

※1 デモスポ・・・デモンストレーションスポーツの略

□ 全国障害者スポーツ大会

競技(種目)・内容		種別	開催予定施設
開・閉会式		-	(仮称)新宮崎県陸上競技場
正式競技	陸上競技 	身体・知的	(仮称)新宮崎県陸上競技場
	バレーボール 	身体	早水公園体育文化センター
	ボッチャ 	身体	早水公園体育文化センター

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
会場地市町村選定状況一覧【市町村別】

令和4年2月14日時点

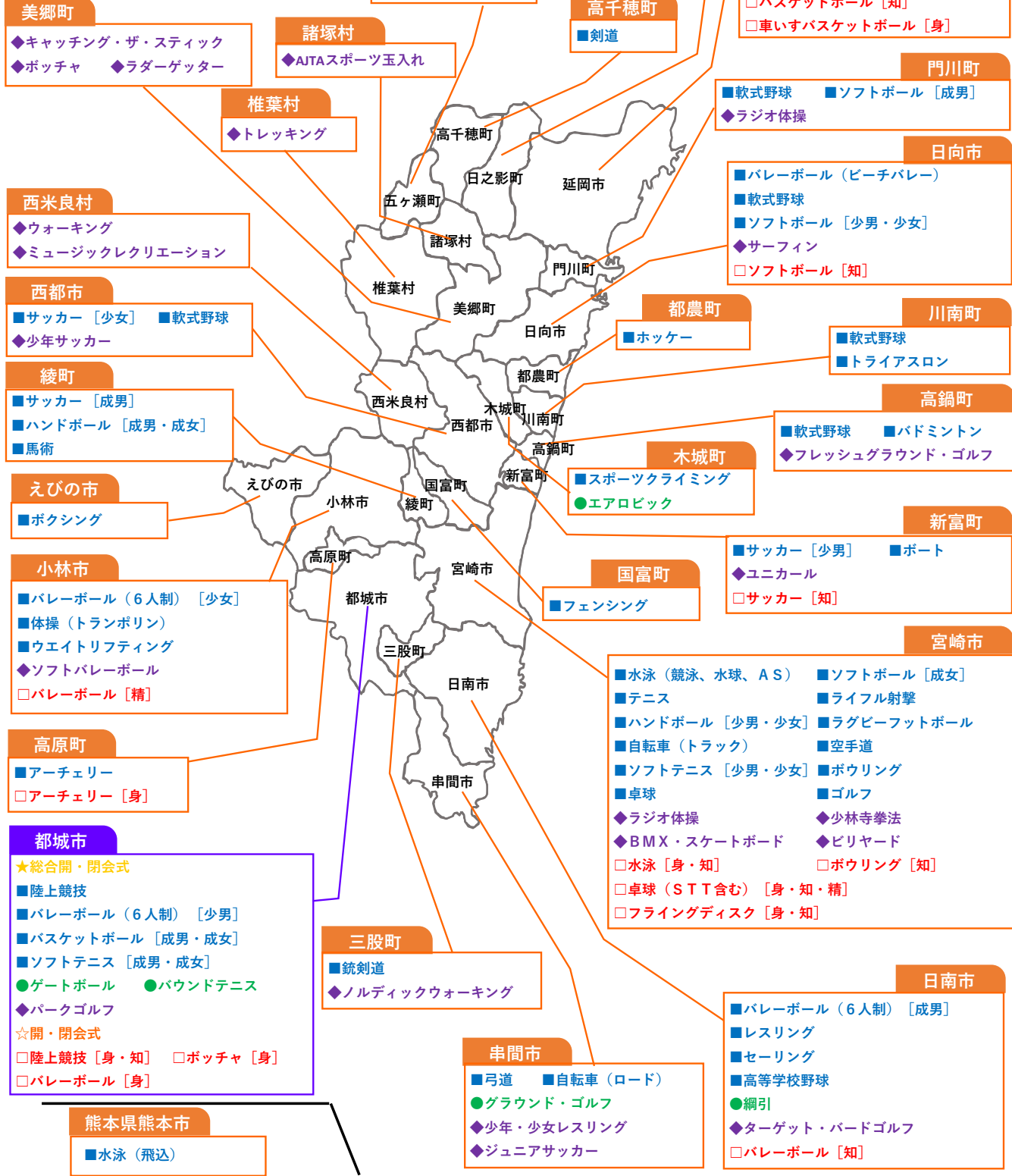
国民スポーツ大会

- ★ ……総合開・閉会式
- ……正式競技、特別競技
- ……公開競技
- ◆ ……デモンストラシヨンスポーツ

全国障害者スポーツ大会

- ☆ ……開・閉会式
- ……正式競技

・成男＝成年男子
・成女＝成年女子
・少男＝少年男子
・少女＝少年女子
・身＝身体障がい者が出場できる競技
・知＝知的障がい者が出場できる競技
・精＝精神障がい者が出場できる競技

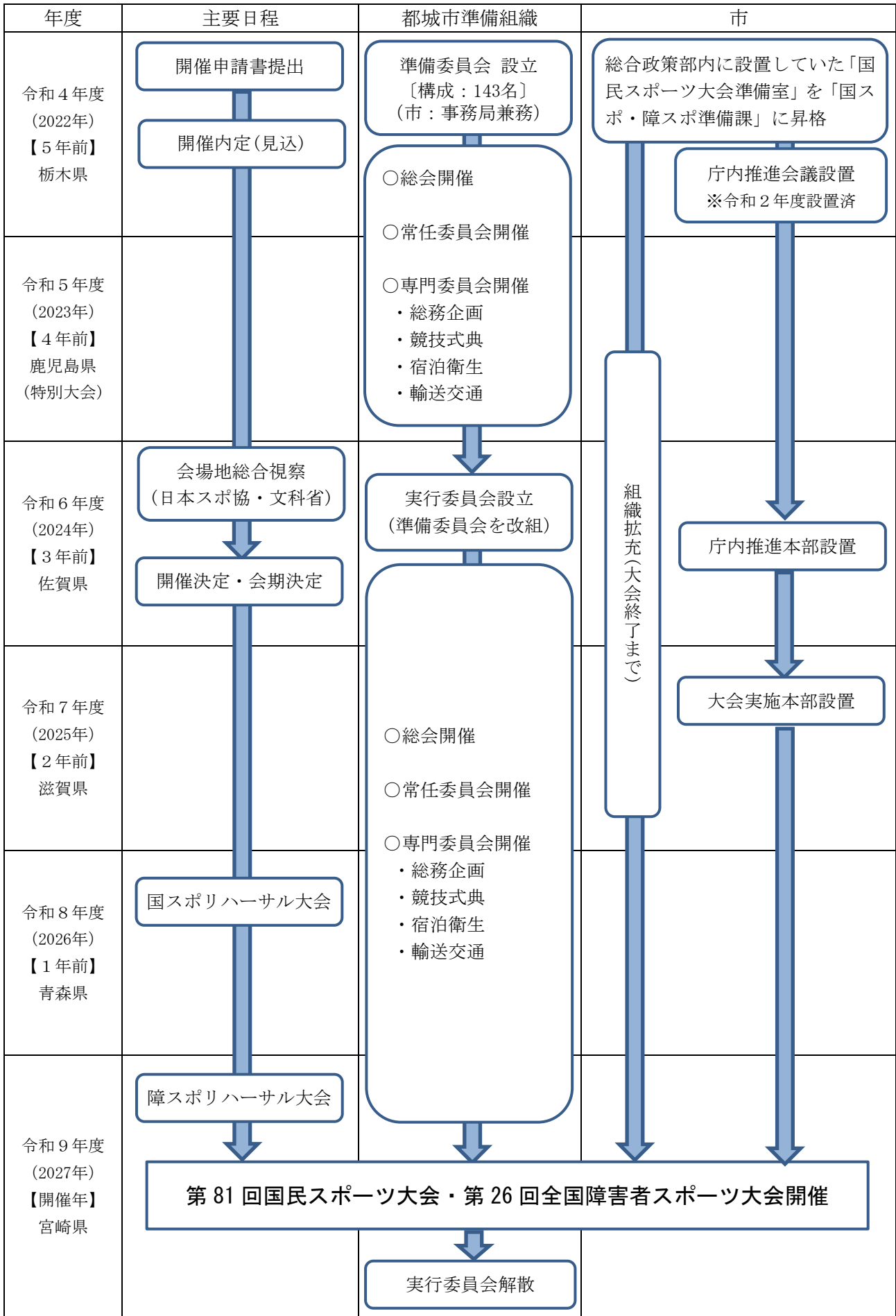


第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会開催準備経過

※ は市関係分

年度	月	内 容
平成 26 年度	2	(公財)宮崎県体育協会が、宮崎県、宮崎県議会及び宮崎県教育委員会に「平成 38 年第 81 回国民体育大会の宮崎県開催招致要望書」を提出
		宮崎県知事が、宮崎県議会において、「平成 38 年第 81 回国民体育大会及び第 26 回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致」を表明
	3	宮崎県議会が、「平成 38 年第 81 回国民体育大会及び第 26 回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致に関する決議」を全会一致で議決
平成 27 年度	4	宮崎県知事が、文部科学省に「平成 38 年第 81 回国民体育大会開催要望書」と「平成 38 年第 26 回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
		宮崎県知事が、(公財)日本体育協会に「平成 38 年第 81 回国民体育大会開催要望書」を、(公財)日本障がい者スポーツ協会に「平成 38 年第 26 回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
	7	(公財)日本体育協会において、「平成 38 年第 81 回国民体育大会開催申請書提出県」として了解(宮崎県開催が内々定)
平成 29 年度	10	第 81 回国民体育大会宮崎県準備委員会の設立
		宮崎県準備委員会において開催基本方針や会場地市町村選定基本方針等の決定
平成 30 年度	1	「正式競技」会場地市町村第 2 次選定：バレーボール(少年男子)、ソフトテニス(成年男女)
令和元年度	7	「正式競技」会場地市町村第 4 次選定：バスケットボール(成年男女)
		宮崎県準備委員会が名称を「第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会」に改称
	9	第 74 回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」視察
令和 2 年度	4	都城市総合政策部内に「国民スポーツ大会準備室」設置
	7	「正式競技」会場地市町村第 7 次選定：総合開会式・閉会式、陸上競技(全種別)
		「公開競技」会場地市町村第 1 次選定：バウンドテニス(全種別)
	9	第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会第 1 回庁内推進会議開催
		(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本障がい者スポーツ協会、文部科学省及び鹿児島県の 4 者が鹿児島国体を令和 5 年度に開催することを決定
		第 81 回国民スポーツ大会及び第 26 回全国障害者スポーツ大会を令和 9 年に 1 年延期することが決定
	10	日本スポーツ協会臨時国体委員会において、本県の国民スポーツ大会開催年が令和 9 年(2027 年)に変更され、開催申請書提出順序了解県(内々定県)として再決定
		中央競技団体正規視察「ソフトテニス」
		中央競技団体正規視察「バレーボール」
	1	第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会第 2 回庁内推進会議開催
2	「公開競技」会場地市町村第 2 次選定：ゲートボール(全種別)	
	「デモンストレーションスポーツ」会場地市町村第 1 次選定：パークゴルフ	
	「全国障害者スポーツ大会」会場地市町村第 1 次選定：陸上競技(身体・知的)	
令和 3 年度	6	第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会第 3 回庁内推進会議開催
	7	「全国障害者スポーツ大会」会場地市町村第 2 次選定：開・閉会式、ボッチャ(身体)、バレーボール(身体)
	8	(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本障がい者スポーツ協会、文部科学省及び三重県の 4 者が三重国体及び三重大会を中止することを決定
	1	第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会第 4 回庁内推進会議開催
令和 4 年度	4	都城市総合政策部内の「国民スポーツ大会準備室」を「国スポ・障スポ準備課」に昇格
	5	第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会第 5 回庁内推進会議開催
		第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 都城市準備委員会設立総会・第 1 回総会を開催

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会開催に向けたスケジュール



第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会
設立趣意書（案）

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されます。

全国障害者スポーツ大会は、障がいのある選手が、競技を通してスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がいのある人の社会参加の推進に寄与することを目的として開催されます。

昭和 54 年以来 48 年ぶりとなる、我が国最大かつ最高峰のスポーツの祭典である国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会では、本市が総合開会式・閉会式が行われる主会場となって多数の競技が開催されることは、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツの普及・振興に大きく寄与するものと期待されます。

選手団をはじめとする本市を訪れる多くの皆様を、最高のおもてなしでお迎えし、また、本市が誇る「日本一の肉と焼酎」、「とっておきの自然と伝統」にふれていただくことは、本市特有の魅力を全国に発信する絶好の機会でもあります。

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催を契機とする市民総参加による様々な取組は、市全体の絆と連帯感を高め、南九州圏域の産業・経済・教育・文化の中心的役割を担う、「市民の笑顔が広がる 南九州のリーディングシティ」の実現に向けて、極めて有意義なものになると期待されます。

このような意義ある両大会を成功に導き、さらに、大会終了後のレガシーを後世に引き継いでいくために、市民・関係団体・行政などが一体となって、「第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会」を設立し、都城の総力を結集して所期の目的を達成しようとするものであります。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

都城市準備委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 準備委員会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会において、都城市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- （1） 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- （2） 競技会の開催に係る準備に関すること。
- （3） 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- （4） 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- （5） 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- （6） その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1） 都城市を代表する者
- （2） 都城市議会を代表する者
- （3） 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- （4） その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、都城市長をもって充てる。

- 2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。

- (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第16条 準備委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、その目的が達成されたときに解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和4年 月 日から施行する。

議案第3号

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 都城市準備委員会委員・役員等(案)
(順不同・敬称略)

【会 長】 1名

区 分	機関・団体名	役職	氏名
市関係	都城市	市長	池田 宜永

【副会長】 5名

区 分	機関・団体名	役職	氏名
市議会関係	都城市議会	議長	長友 潤治
スポーツ関係	一般財団法人都城市スポーツ協会	会長	岩崎 透
市関係	都城市	副市長	児玉 宏紀
	都城市	副市長	吉永 利広
	都城市教育委員会	教育長	児玉 晴男

【常任委員】 33名

区 分	機関・団体名	役職	氏名
市議会関係	都城市議会	副議長	川内 賢幸
県競技団体	一般財団法人宮崎陸上競技協会	会長	林田 洋二
	宮崎県ソフトテニス連盟	会長	寺園 圀順
	宮崎県バレーボール協会	会長	寺村 明之
	一般社団法人宮崎県バスケットボール協会	会長	上元 康正
スポーツ関係	都城市スポーツ推進委員協議会	会長	中西 昇治
	都城地区小学校体育連盟	会長	長谷川 雅一
	都城地区中学校体育連盟	会長	木下 文秋
	宮崎県高校体育連盟都北支部	支部長	萩原 浩二
	一般社団法人都城市スポーツコミッション	事務局長	田中 芳也
学校関係	都城市小学校長会	会長	後藤 世志哉
	都城市中学校長会	会長	鶴田 康浩
	宮崎県県立学校長協会都城地区	理事	香川 健二
産業・経済関係	都城商工会議所	会頭	安田 耕一
通信・運輸関係	宮崎交通株式会社都城営業所	所長	頼本 健一郎
宿泊・観光関係	一般社団法人都城観光協会	会長	堀之内 芳久
医療関係	一般社団法人都城市北諸県郡医師会	会長	田口 利文
社会团体関係	社会福祉法人都城市社会福祉協議会	会長	島津 久友
国・県関係	都城警察署	署長	廣田 匡慶
市関係	都城市総合政策部	部長	島田 一男
	都城市総務部	部長	長丸 省治
	都城市地域振興部	部長	西川 隆二
	都城市環境森林部	部長	福留 忠
	都城市福祉部	部長	黒木 有美子
	都城市健康部	部長	川村 うた子
	都城市農政部	部長	石川 清澄
	都城市ふるさと産業推進局	局長	枝村 孝志
	都城市商工観光部	部長	折田 健太郎
	都城市土木部	部長	馬場 芳男
	都城市上下水道局	局長	竹下 昌治
	都城市教育委員会	部長	江藤 博之
	都城市議会事務局	局長	別府 雅彦
	都城市消防局	局長	田畑 聖一

【監 事】 2名

区 分	機関・団体名	役職	氏名
市関係	都城市	会計管理者	恒吉 和昭
	都城市	代表監査委員	新井 克美

【委 員】 73名

区 分	機関・団体名	役職	氏名
国・県関係	国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所都城国道維持出張所	出張所長	笹本 晋
	国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所都城出張所	出張所長	工藤 秀樹
	宮崎県都城土木事務所	所長	小牧 利一
	宮崎県都城保健所	所長	上谷 かおり
	宮崎県北諸県農林振興局	局長	上田 泰士
	宮崎県教育庁南部教育事務所	所長	山下 辰弥
市競技団体	都城市陸上競技協会	会長	神脇 清照
	都城市ソフトテニス連盟	会長	石崎 陽一
	都城地区バレーボール協会	会長	倉吉 教文
	都城バスケットボール協会	会長	二見 康之
スポーツ関係	都城市スポーツ少年団本部	本部長	星原 透
学校関係	都城地区保幼小連絡協議会	会長	細山田 和彦
産業・経済関係	山之口町商工会	会長	山元 浩之
	高城町商工会	会長	西畑 文稔
	山田町商工会	会長	長友 俊美
	高崎町商工会	会長	田中 義貞
	荘内商工会	会長	河野 一治
	中郷商工会	会長	川崎 安彦
	都城市通り会連絡協議会	会長	丸山 松吉
	一般社団法人都城青年会議所	理事長	佐伯 浩文
	都城農業協同組合	代表理事組合長	矢吉 照美
	都城森林組合	代表理事組合長	柳田 力男
	都城建設関連団体連合会	会長	藤田 忍
通信・運輸関係	九州旅客鉄道株式会社宮崎支社	支社長	中嶋 敬介
	一般社団法人宮崎県タクシー協会都城支部	支部長	奥津 貞一郎
	一般社団法人宮崎県トラック協会都城支部	支部長	元明 吉美
	日本郵便株式会社都城郵便局	局長	宝亀 達見
	西日本電信電話株式会社宮崎支店	支店長	栗畑 秀哉
	九州電力株式会社都城営業所	所長	江上 博和
	西日本高速道路株式会社九州支社宮崎高速道路事務所	所長	早瀬 正文
宿泊・観光関係	都城市ホテル協会	会長	徳留 弘二
	都城市郡ホテル旅館組合	組合長	中山 雅和
	都城市高城観光協会	会長	安藤 武
	都城市食生活改善推進員連絡協議会	会長	松尾 伊津子
	公益社団法人宮崎県栄養士会	副会長	日高 知子
	宮崎県飲食業生活衛生同業組合都城支部	支部長	中村 慎一朗
	都城地区食品衛生協会	会長	梅元 貞澄
医療関係	一般社団法人都城歯科医師会	会長	濱田 剛
	一般社団法人都城市北諸県郡薬剤師会	会長	落合 晋介
	公益社団法人宮崎県看護協会	都城・北諸地区理事	藤本 雪美
警備・消防関係	都城地区交通安全協会	会長	佐々木 鴻昭
	都城地区地域安全協会	事務局長	甚野 直美

区 分	機関・団体名	役職	氏名
社会团体関係	姫城地区まちづくり協議会	会長	柿木原 康雄
	小松原地区まちづくり協議会	会長	平嶋 弘平
	妻ヶ丘地区まちづくり協議会	会長	堀川 渉
	祝吉地区まちづくり協議会	会長	山下 孝一
	五十市地区まちづくり協議会	会長	図師 光春
	横市地区まちづくり協議会	会長	鈴木 安則
	住みよいまち沖水協議会	会長	三島 美蔓
	志和池地区まちづくり協議会	会長	東郷 泰公
	庄内地区まちづくり協議会	会長	徳留 次男
	西岳地区まちづくり協議会	会長	古江 健一
	中郷地区まちづくり協議会	会長	永田 勇作
	山之口地区まちづくり協議会	会長	有川 俊一郎
	高城地区まちづくり協議会	会長	石田 操
	山田地区まちづくり協議会	会長	東 秀昭
	高崎地区まちづくり協議会	会長	鶴田 輝夫
	都城市自治公民館連絡協議会	会長	柿木原 康雄
	都城市PTA連絡協議会	会長	赤池 智和
	宮崎県高等学校PTA連合会都北支部	代表	中村 智也
	ボーイスカウト宮崎連盟都城第1団	団委員長	野口 京一
	ガールスカウト宮崎県連盟第13団	団委員長	安藤 愛美
	ガールスカウト宮崎県連盟第22団	団委員長	土屋 奈緒美
	都城市高齢者クラブ連合会	会長	岩切 正道
	都城市身体障害者福祉協会	事務局長	倉山 幸一
	山之口町身体障がい者更生会	会長	稲田 伸征
	都城市高城地区身体障害者福祉会	会長	永田 照明
	高崎町身体障害者福祉会	会長	永田 浩一
	都城市民生委員児童委員協議会	会長	米吉 春美
	都城市ボランティアセンター	所長	下ノ蘭 康浩
	都城市障害者団体連絡協議会	会長	新内 友靖
	一般社団法人都城芸術文化協会	会長	中西 徹博
都城国際交流協会	事務局長	渋谷 吉春	

【顧問】 9名

区 分	機関・団体名	役職	氏名
国会議員	衆議院	議員	古川 禎久
	参議院	議員	長峯 誠
	参議院	議員	松下 新平
県議会議員	宮崎県議会	議員	徳重 忠夫
	宮崎県議会	議員	星原 透
	宮崎県議会	議員	満行 潤一
	宮崎県議会	議員	山下 博三
	宮崎県議会	議員	二見 康之
	宮崎県議会	議員	来住 一人

【参与】 20名

区 分	機関・団体名	役職	氏名
国・県関係	陸上自衛隊都城駐屯地第43普通科連隊	第43普通科連隊長兼ねて都城駐屯地司令	谷 雅和
市議会関係	都城市議会	総務委員会委員長	畑中 ゆう子
	都城市議会	文教厚生委員会委員長	広瀬 功三
	都城市議会	建設委員会委員長	赤塚 隆志
	都城市議会	産業経済委員会委員長	岩元 弘樹

区 分	機関・団体名	役職	氏名
報道関係	朝日新聞社都城支局	支局長	中島 健
	毎日新聞社宮崎支局	記者	一宮 俊介
	読売新聞西部本社都城通信部	記者	木村 歩
	南日本新聞社都城支局	支局長	野村 圭
	宮崎日日新聞社都城支社	支社長	湯田 光
	MRT宮崎放送営業局都城支社	支社長	源島 いくみ
	NHK宮崎放送局都城支局	記者	横山 翔太
	UMKテレビ宮崎報道部	カメラマン	川越 勇輝
	BTV株式会社	代表取締役	江夏 拓三
教育関係	南九州大学	学長	前田 隆昭
	独立行政法人国立高等専門学校機構都城工業高等専門学校	校長	和田 清
市教委関係	都城市教育委員会	教育長職務代理者	赤松 國吉
	都城市教育委員会	教育委員	中原 正暢
	都城市教育委員会	教育委員	岡村 夫佐
	都城市教育委員会	教育委員	宮田 若奈

会長 1 名 副会長 5 名 常任委員 33 名 監事 2 名 委員 73 名 顧問 9 名 参与 20 名 計 143 名

第 1 回 総 会

第 1 回 総 会

次 第

1 開 会

2 議 事

○議案第 1 号

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会都城市開催基本方針
(案) …………… P 22

○議案第 2 号

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会
令和 4 年度事業計画(案) …………… P 23

○議案第 3 号

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会
令和 4 年度収支予算(案) …………… P 24

○議案第 4 号

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会
総会から常任委員会への委任事項(案) …………… P 25

3 閉 会

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会

都城市開催基本方針（案）

1 基本方針

スポーツは、「する」、「みる」、「ささえる」という様々な形で、人々に「楽しさ」や「喜び」を感じさせ、また、人と人との交流及び地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものです。

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会（以下、「両大会」という。）の開催に当たっては、本市の地の利及び地域資源を最大限に活用し、市民と行政が協働し、本市特有の魅力を全国に発信する大会を目指します。

また、両大会は、本市が目指す「市民の笑顔が広がる 南九州のリーディングシティ」の実現に向けて、市民・関係団体・行政などが相互に連携を深め、都城の総力を結集する大会として開催します。

2 実施目標

(1) オール都城でつくり・はぐくみ・自ら参加する大会

市民が、大会に「参加（する）」、「応援（みる）」、「絆（ささえる）」など、性別、年齢、障がいの有無等に関係なく、様々な関わりを持つことで、開催機運を盛り上げる市民総参加型の大会を目指します。

(2) おもてなしの心で都城の魅力を全国に発信する大会

「島津発祥の地」としての歴史や「日本一の肉と焼酎」など、本市が誇る地域資源を全国に発信するとともに、来訪者を心のこもったおもてなしでお迎えし、本市特有の魅力に触れていただき、再度、本市を訪れたいと感じていただけるような大会を目指します。

(3) 都城が誇る拠点施設を十分に活かした創意工夫のある大会

開催準備、大会運営に当たっては、拠点施設や競技用具等の有効活用に努め、効率化を図りつつも、市民及び関係団体と創意工夫を凝らし、本市の特色が十分に活かされた大会を目指します。

(4) 地域スポーツの活性化と子どもたちが都城を誇りに思える大会

大会開催を契機とし、地域における健康づくりや生きがいづくりなど、本市におけるスポーツの推進を一層図り、また、子どもたちが、大会を通じてスポーツに親しみを持つとともに、都城を誇りに思えるような大会を目指します。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会

令和4年度事業計画（案）

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会の令和4年度事業計画は、次のとおりとする。

1 会議の開催

- (1) 常任委員会の開催

2 開催準備業務の推進

- (1) 各種基本計画策定及び要項作成
- (2) 専門委員会の設置要項作成
- (3) 県からの各種調査への対応
- (4) その他競技会の開催準備に係る事項の推進

3 関係機関及び競技団体との連絡調整

- (1) 県準備委員会との連絡調整
- (2) 競技団体及び共催市等との連絡調整

4 先催地の開催準備に係る調査・研究

- (1) いちご一会とちぎ国体の開催状況調査
- (2) 先催地準備状況の情報収集等

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会

令和4年度収支予算（案）

○収入の部

(単位：千円)

科目	予算額	備考
1 負担金	3,577	都城市負担金
2 諸収入	1	預金利息
合計	3,578	

○支出の部

(単位：千円)

科目	予算額	備考
1 総務費	1,133	
(1) 会議費	431	会場費等
(2) 事務局費	702	消耗品費、通信運搬費、手数料等
2 開催推進費	2,445	
(1) 調査研究費	1,561	先催地調査費
(2) 広報啓発費	884	PR用のぼり旗等
合計	3,578	

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

都城市準備委員会総会から常任委員会への委任事項（案）

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会会則第11条第4項第5号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 財務、広報、市民運動及び観光・接伴に関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、消防防災・警備に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

新
城

